

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

### 奈良県人事委員会規則第二十一号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第一項第十四号」を「第一項第十五号」に改める。

第九条第一項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号中「であつて、任期が六月以上であるもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、「第十五号から第十七号まで」を「第十六号から第十八号まで」に、「次項第六号」を「次項第五号」に、「看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は予防接種若しくは健康診断を受けさせる」を「看護等（次のいずれかに該当する）」に改め、同号に次のように加える。

ア 負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うこと。

イ 予防接種又は健康診断を受けさせること。

ウ 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十九条の規定による出席停止又は同法第二十条の規定による学校の休業に伴うその子の世話を行うこと。

エ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等その他の事業におけるウに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと。

オ 入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典に参加すること。

第九条第一項中第十四号を第十五号とし、第一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 一年度において別表第一に掲げる勤務日の日数の区分に応じ、同表に定める日数を超えない範囲内の期間

第九条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を

第五号とする。

第十一条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等）

**第十二条** 任命権者は、会計年度任用職員が配偶者等（勤務時間条例第九条の三第四項に規定する配偶者等をいう。以下この条において同じ。）が当該会計年度任用職員に介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、会計年度任用職員に対して、当該会計年度任用職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、会計年度任用職員に対する介護両立支援制度等の請求等に係る意向確認等については、常勤職員の例による。

（勤務環境の整備に関する措置）

**第十三条** 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 会計年度任用職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
  - 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
  - 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- 2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務環境の整備に関する措置については、常勤職員の例による。

## 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。